

# 熊本県公報

第 1 1 1 6 9 号  
平成 16 年 9 月 13 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示
- 農地法第3条第2項第5号の規定による面積に代わるべき熊本県内の区域別の面積の設定……………(農業振興課) 1
  - ふるさと熊本の樹木登録解除……………(自然保護課) 2

## 告 示

### 熊本県告示第928号

昭和46年8月14日熊本県告示第719号(農地法第3条及び第6条の規定による面積に代わるべき熊本県内の区域別の面積)の一部を次のように改め、平成16年9月3日から適用する。

平成16年9月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

本文中「昭和46年7月8日」を「平成16年9月3日」に改める。

#### 1 農地法第3条第2項第5号の面積の表中

区 域	面 積
熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、飽託郡、宇土郡、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、八代郡、球磨郡、天草郡のうち有明町、栖本町、新和町、五和町、河浦町	0.5ヘクタール
水俣市、本渡市、牛深市、芦北郡、天草郡のうち大矢野町、松島町、姫戸町、竜ヶ岳町、御所浦町、倉岳町、苓北町、天草町	0.4ヘクタール

」を

区 域	面 積
熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇土郡、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡、上益城郡、八代郡、球磨郡、天草郡のうち有明町、栖本町、新和町、五和町、河浦町	0.5ヘクタール
水俣市、本渡市、牛深市、上天草市、芦北郡、天草郡のうち御所浦町、倉岳町、苓北町、天草町	0.4ヘクタール
菊池市	0.2ヘクタール

」に

改める。

#### 2 農地法第6条第1項第2号の面積の表中

区 域	面 積
阿蘇郡(長陽村大字立野を除く。)、菊池郡のうち大津町大字外牧、錦野、岩坂	1.4ヘクタール
熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、飽託郡、宇土郡、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡(大津町大字外牧、錦野、岩坂を除く。)、阿蘇郡のうち長陽村大字立野、上益城郡、八代郡、球磨郡	1.0ヘクタール
水俣市、本渡市、牛深市、芦北郡、天草郡	0.6ヘクタール

」を

区 域	面 積
阿蘇郡（長陽村大字立野を除く。）、菊池郡のうち大津町大字外牧、錦野、岩坂	1.4 ヘクタール
熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇土郡、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡（大津町大字外牧、錦野、岩坂を除く。）、阿蘇郡のうち長陽村大字立野、上益城郡、八代郡、球磨郡	1.0 ヘクタール
水俣市、本渡市、牛深市、上天草市、芦北郡、天草郡	0.6 ヘクタール

改める。

## 公 告

### 熊本県公告第740号

次に掲げる樹木について、「ふるさと熊本の樹木」の登録を解除したので、ふるさと熊本の樹木の登録に関する要項（昭和55年5月22日熊本県告示第419号）第9条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年9月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	名 称	樹 種	所 在 地
133	妙見神社の白樫	シラカシ	上益城郡益城町福富 793-1
134	ガラッピューの木	ナギ	上益城郡甲佐町糸田 1461
156	一の迫の杉	スギ	玉名郡玉東町西安寺 1287-1
180	豊野中学校の椎群	コジイ	下益城郡豊野町糸石 3536